

木立の舎 重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して認知症対応型介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 相和会
事業者の所在地	秋田県横手市上境字大上境 1 5 8 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 萱森 眞雄
電話番号	0 1 8 2 - 2 3 - 8 3 3 5

2 ご利用施設

施設の名称	木立の舎
介護保険指定番号	0 5 9 0 3 0 0 2 2 4
施設の所在地	秋田県横手市赤坂字仁坂 1 0 5 番地 2
管理者名	栗田 愛
電話番号	0 1 8 2 - 3 2 - 2 8 7 8
F A X 番号	0 1 8 2 - 3 2 - 1 1 7 1

3 事業の目的と運営の方針

<事業の目的>

事業所は法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、ご利用者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に認知症対応型通所介護サービスを提供します。

<事業所の運営の方針>

定款に定める目的を基本とし、高齢化する社会が求めるニーズに応えられるよう「大きな安心とぬくもりのある快適生活」の確保を基本としサービスを提供いたします。

4 事業所の概要

(1) 主な設備

設 備	備 考
食堂兼休憩室	1 室
浴室	個浴（一般浴槽）
送迎車両	1 台
相談室等	同一敷地内事業所と共用

(2) 職員体制（主たる職員）

職 種	職員数	備 考（資格等）
管理者（併設事業所の管理者を兼務）	1名以上	介護支援専門員、介護福祉士
生活相談員	1名以上	介護支援専門員、社会福祉主事任用等
介護職員	1名以上	介護福祉士等
機能訓練指導員（併設事業所と兼務）	1名以上	看護師または准看護師

(3) 職員の勤務体制

8：30から17：30

(4) 定員及び営業時間、サービスを提供する地域

定 員	1日 10名
営 業 日	月～金曜日 ※ただし、1月1日、12月31日及び天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く。
営 業 時 間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：30～16：30
サービスを提供する区域	横手市横手地域

※上記地域以外の方でも利用をご希望の方はご相談ください。

※サービス提供時間を超える延長のご希望につきましては、ご相談頂けると17時30分まで対応が可能です。利用料金につきましては「別紙 料金表」をご確認ください。

5 サービス内容

介護度に応じた通所介護計画又は介護予防通所介護計画を作成し、ご利用者及びご家族の承諾のもと計画に応じた介護サービスを提供します。

種類	内容
食事の介助	* 食事の準備、介助を行います。 ※ 食事提供にかかる経費は別途お支払いいただきます。
排泄の介助	* ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	* ご利用者のご希望と体調に応じて入浴又は清拭を行います。入浴は一般浴槽のみです。 ※ 通所介護をご利用の方は別途加算料金が算定されます。
健康管理	* 看護職員が血圧、その他健康状態の確認、健康に関する相談・助言を行います。
相談及び援助	* ご利用者及びご家族からのいかなるご相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

レクリエーション等	* レクリエーション、グループ活動、機能訓練、行事等ご利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供します。
口腔機能向上プログラム	* いつまでもおいしく食事を摂り健康を維持につながるよう、看護職員等が食べる機能の向上、口腔ケアの指導・助言を行います。 ※ サービスを選択されたご利用者には別途加算料金が算定されます。

6 利用料金

- (1) 各保険者から送付される「負担割合証」に記載されている負担の割合に応じて、介護保険法による介護報酬の告示上の額に従い、お支払いいただくこととなります。
- (2) 利用料金については「別紙 料金表」をご確認ください。
- (3) 通常の事業の実施地域を越えて行う際に要した交通費は、その実費を徴収させていただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収させていただきます。
 - ①事業所から片道概ね10km未満 無料
 - ②事業所から片道概ね10km以上 1kmにつき10円
- (4) サービスの中止及びキャンセル料について
 - ①サービスの中止はご利用日の2日前までご連絡ください。
 - ②急な体調不良や用事等ご利用日当日にサービスを中止する場合は、送迎の都合上8時30分までご連絡ください。
 - ③ご利用日当日の午前8時30分までご連絡がなかった場合は、昼食のキャンセル料として600円をご負担頂く場合があります。

(5) 利用料金の支払方法

毎月、16日頃までに前月分の請求をいたしますので、当該月の末日までにお支払いください。お支払確認後、領収書を発行いたします。

お支払方法は、口座自動振替、銀行振込（振込手数料は自己負担になります）、現金支払いの3通りの中からご契約の際に選べます。ご契約後、お支払方法の変更を希望する場合はご相談ください。

- ①口座自動引き落としの場合の指定金融機関及び引き落とし日
 - ・北都銀行横手西支店 毎月25日（再振替なし）
 - ・JA秋田ふるさと 毎月25日（再振替なし）
 - ・ゆうちょ銀行 毎月25日（再振替なし）

②銀行振り込みの場合

北都銀行横手西支店 普通 8101070

特別養護老人ホームビハーラ赤坂 施設長 萱森賢雄

③現金支払いの場合

末日まで当事業所窓口へお支払ください。

7 協力医療機関

事業所は、下記の医療機関の協力を得て、ご利用者の状態が急変した場合等は、速やかに対応をお願いするようにしています。

名 称	平鹿総合病院
所 在 地	秋田県横手市前郷字八ツ口3-1
電話番号	0182-32-5121

8 事故発生時・緊急時の対応方法

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村に連絡をする等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に対して連絡いたします。

また、ご利用者の容態の変化等があった場合は、主治医又は上記協力医療機関に連絡をする等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	
主 治 医	

9 非常災害の対策

災害時の対応	役割分担などを定めた避難訓練等を通じ、ご利用者、職員が災害時において迅速的確な対応を図ることとします。	
平常時の訓練等	各人の役割分担などを定め、年2回以上の避難訓練を、ご利用者の方の参加並びに消防署等の協力を得て実施します。	
防災設備	スプリンクラー	防火扉・シャッター
	非常階段	室内消火栓
	自動火災報知器	非常通報装置
	誘導灯	漏電火災報知器
	ガス漏れ報知器	
	カーテン、ブラインド等防火性のあるものを使用しております。	
防災計画等	消防署への届出済 防災管理者届出済	

1 0 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でもご利用者への通所介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1 1 苦情申し立て

当施設苦情受付窓口	苦情受付担当者 生活相談員 栗田 愛 苦情解決責任者 施設長 萱森賢雄 電話 0182-32-2878
法人苦情受付窓口	総括苦情解決責任者 社会福祉法人相和会 理事長 萱森眞雄 所在地 横手市上境字大上境 158 番地 1 電話 0182-23-8335
第三者委員	小田嶋 ミヤ子 電話 0182-32-9747
	松井 敏子 電話 0182-36-1862
	高階 昇二郎 電話 0182-53-5041
	高橋 博子 電話 0182-42-1238
横手市まるごと福祉課	所在地 横手市中央町 8 番 2 号 電話 0182-35-2134
国民健康保険団体連合会	所在地 秋田市旭栄町 1-5 電話 018-883-1550
秋田県運営適正化委員会	所在地 秋田市旭北栄町 1-5 電話 018-864-2726

1 2 個人情報の保護

施設は、ご入所者の個人情報保護及び安全管理を保つため、個人情報の利用目的を明示するとともに、適正に情報の管理をいたします。

1 3 感染症等への対応

感染対策委員会を設置し、感染症や食中毒の予防対策と発生時の対策の指針等の整備及び見直しを行い、職員に周知徹底するとともに定期的な研修会や訓練を実施し、感染症や食毒の発生予防と発生時にまん延を防止するための体制整備に努めています。

1 4 人権の擁護、虐待防止の取り組み

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備し、職員への周知徹底に努めています。また、虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、指針の見直しや必要な措置等の検討、検討内容の周知、職員への定期的な研修等を行い、ご入居者の権利擁護の推進、虐待を防止する体制整備に努めています。

1 5 身体拘束適正化について

- ① 施設は、ご利用者の身体拘束は行いません。万一、ご利用者又は他のご利用者、職員等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う場合があります。身体拘束の実施時においては、早期の解除に向けて取り組みます。
- ② 身体拘束適正化のための指針を整備し、職員への周知徹底に努めています。また、身体拘束適正化についての委員会を設置し、指針の見直しや必要な措置等の検討、検討内容の周知、職員への定期的な研修等を行い、適正なサービス提供体制を確保します。

1 6 ハラスメント防止のための措置

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

1 7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具等の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は他のご利用者の迷惑になる場合はご遠慮願います。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者の迷惑になる場合はご遠慮願います。又むやみに併設事業所に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	原則ご本人、又はご家族
現金等の管理	原則ご本人、又はご家族
宗教・政治活動	施設内での宗教及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

1 8 サービス終了の手続き等

(1) ご利用者の都合でサービスを中止される場合

中止を希望する日の30日以上前までお申し出ください。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- ・要介護認定区分が非該当（自立）、要支援と認定された場合
- ・ご利用がお亡くなりになった場合、若しくは被保険者資格を喪失した場合

(3) その他

- ① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反する場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ② 以下の場合、契約を解除させていただく場合があります。
 - ・サービスの利用料金及びその他支払うべき必要を3ヵ月以上滞納した場合
 - ・ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヵ月以上にわたってサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合
 - ・ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - ・ご利用者又はご家族などが、当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - ・ご利用者の行動が、他のご利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがありかつ、その行動を通常の介護方法では防止することができない場合
 - ・故意に法令違反、その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合

1 9 提供するサービスの第三者評価の実施状況について…実施なし

以上、ビハラー赤坂 木立の舎におけるサービスの提供開始に際し、ご利用者に対し契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 相和会
所在地 秋田県横手市赤坂字仁坂105番地2
名称 木立の舎
説明者 職名 _____
氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、同意のうえ交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印
利用者の家族等 住所 _____
氏名 _____ 印
入所者との続柄 _____